

扶養義務者が、平成23年12月31日時点で、19歳未満の方を扶養していない場合、
該当箇所への記載及び追加書類の提出は必要ありません。

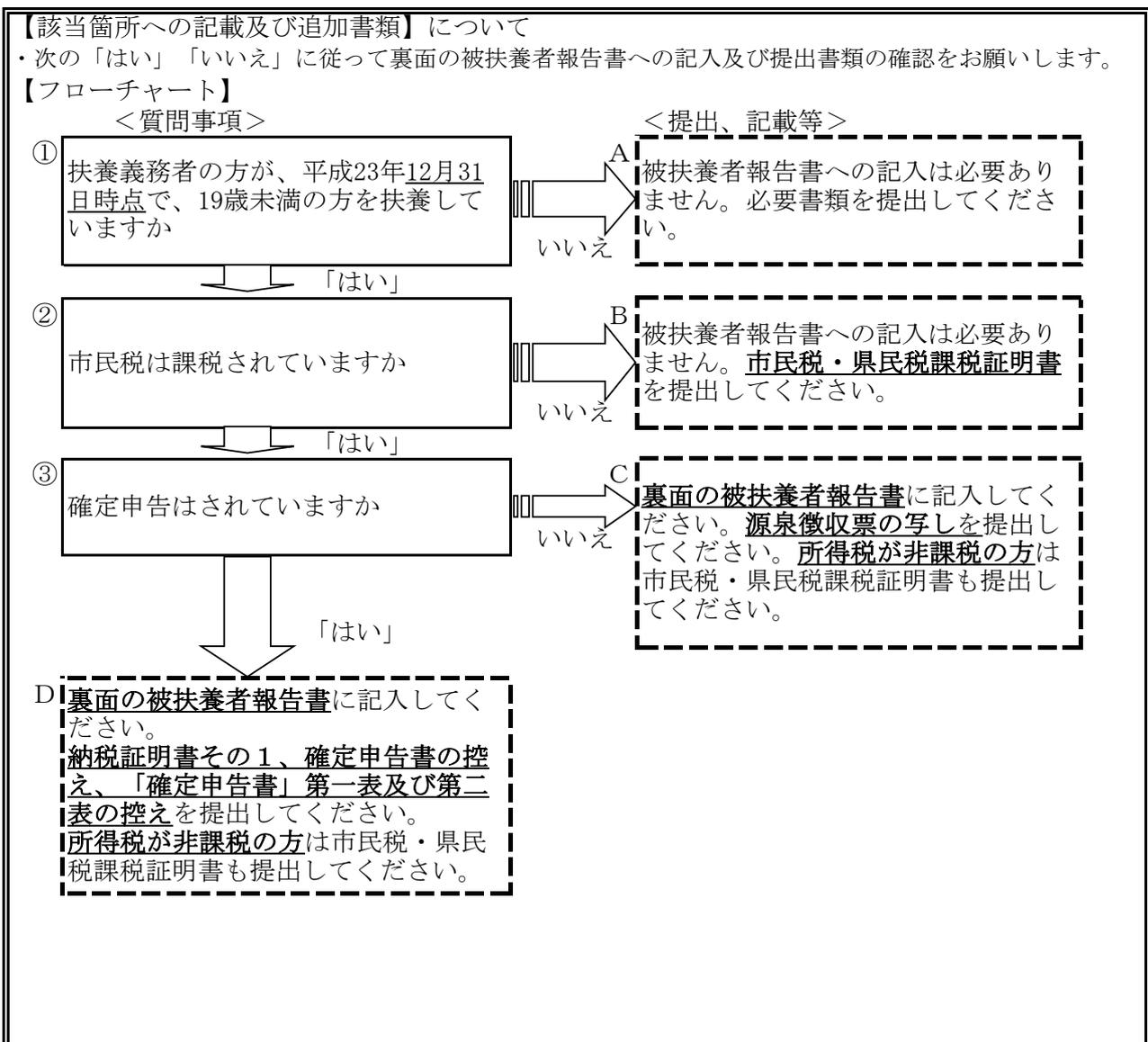
未熟児養育医療給付申請者の皆様

静岡市保健所長

平成22年度税制改正に伴う自己負担限度額の取扱いについて

平成22年度税制改正において、所得税等に係る年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除上乘せ部分の廃止が行われました。

このため、該当する被扶養者がいらっしゃる扶養義務者につきましては、扶養控除の見直しができる限り自己負担限度額に影響しないように配慮していきます。つきましては、以下のフローチャートを利用し、各自必要な書類等を提出していただきたく思います。



被扶養者報告書

【報告1】

住所 _____

氏名 _____ 印
(扶養義務者)

扶養義務者の方は、平成23年12月31日時点で、世帯調書に記入した世帯構成員以外の19歳未満の方を扶養していますか。

はい

いいえ

※「はい」と答えた方は、【報告2】にも記入してください。

【報告2】 該当被扶養者報告書

(報告1で「はい」と答えた方のみ)

扶養義務者が、平成23年12月31日時点で、世帯調書に記入した被扶養者以外で19歳未満の方を扶養している場合は、下記に記入して下さい。

	氏名	生年月日	平成23年12月31日 時点の年齢	
			0～15歳	16～18歳
1		平成 年 月 日		
2		平成 年 月 日		
3		平成 年 月 日		
4		平成 年 月 日		
5		平成 年 月 日		

<参考 平成23年所得の場合>

0歳から15歳:平成8年1月2日から平成23年12月31日生まれ

16歳から18歳:平成5年1月2日から平成8年1月1日生まれ

どちらかに○を記入
してください。

